

議案第 1 号

杉並区情報公開条例及び杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区情報公開条例及び杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例
第 1 条 杉並区情報公開条例（昭和 61 年杉並区条例第 38 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立
行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第 2 条 杉並区個人情報保護条例（昭和 61 年杉並区条例第 39 号）の一部を次の
ように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特
定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必
要がある。

杉並区情報公開条例及び杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例
新旧対照表

第1条による改正（杉並区情報公開条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(情報の原則公開)</p> <p>第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平</p>	<p>(情報の原則公開)</p> <p>第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平</p>

成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 2 条
第 4 項に規定する行政執行法人
 __の役員及び職員を除く。) 、 独
 立行政法人等 (独立行政法人等の
 保有する情報の公開に関する法律
 (平成 1 3 年法律第 1 4 0 号) 第
 2 条第 1 項に規定する独立行政法
 人等をいう。以下同じ。) の役員
 及び職員、地方公務員法 (昭和 2
 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 条に規
 定する地方公務員並びに地方独立
 行政法人 (地方独立行政法人法
 (平成 1 5 年法律第 1 1 8 号) 第
 2 条第 1 項に規定する地方独立行
 政法人をいう。以下同じ。) の役
 員及び職員をいう。) である場合
 において、当該情報がその職務の
 執行に係る情報であるときは、当
 該情報のうち、当該公務員等の職
 及び当該職務執行の内容に係る部
 分
 (3)～(5) 略
 2 略

成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 2 条
第 2 項に規定する特定独立行政法
人の役員及び職員を除く。) 、 独
 立行政法人等 (独立行政法人等の
 保有する情報の公開に関する法律
 (平成 1 3 年法律第 1 4 0 号) 第
 2 条第 1 項に規定する独立行政法
 人等をいう。以下同じ。) の役員
 及び職員、地方公務員法 (昭和 2
 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 条に規
 定する地方公務員並びに地方独立
 行政法人 (地方独立行政法人法
 (平成 1 5 年法律第 1 1 8 号) 第
 2 条第 1 項に規定する地方独立行
 政法人をいう。以下同じ。) の役
 員及び職員をいう。) である場合
 において、当該情報がその職務の
 執行に係る情報であるときは、当
 該情報のうち、当該公務員等の職
 及び当該職務執行の内容に係る部
 分
 (3)～(5) 略
 2 略

第 2 条による改正 (杉並区個人情報保護条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(開示義務) 第 1 8 条の 2 実施機関は、開示請求が	(開示義務) 第 1 8 条の 2 実施機関は、開示請求が

あつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者（前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

あつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者（前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人）の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

2 略

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

2 略